

特別目的会社専門委員会における検討状況：

短期的な対応 - 特別目的会社（SPE）に関する開示の充実に関する具体的な案

1 公表物のイメージ

平成 10 年 12 月に日本公認会計士協会から公表されている監査委員会第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」のうち会計に関する部分を、ASBJ の適用指針とした上で、SPE に関する開示を追加してはどうか。

（当該適用指針については、「連結財務諸表原則」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」における子会社及び関連会社の範囲の適用指針という位置付けとすることが考えられる。）

（背景）

ここでは、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」で示されている SPE の取扱いを前提に、SPE に関する開示を追加するため、その適用指針とすることが考えられること。

また、注記については、「連結財務諸表原則」第七 5 において、「企業集団の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項」が定められており、その指針とも考えられること。

現在、企業結合専門委員会で、監査委員会第 60 号に関する議決権制限株式や VC 条項等について検討しており、監査委員会第 60 号のうち会計に関する部分を ASBJ の適用指針とすることが考えられていること。

2 文案（たたき台）

**連結財務諸表の注記事項**

XX 連結財務諸表に注記しなければならない「企業集団の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項」（連結原則 第七 5）には、「具体的な取扱い」三によって、出資者等の子会社に該当しないものと推定した特別目的会社に関する次の事項を含む。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。

(1) 特別目的会社を利用した取引の概要及び当該特別目的会社の概要

特別目的会社を利用した取引の概要には、会社と特別目的会社との取引状況（主な対象資産等の種類、主な取引形態、回収サービス業務などの継続的な関与の概要、将来における追加負担の可能性など）や取引の目的が含まれる。  
特別目的会社の概要には、当該特別目的会社の数、主な法形態、会社との関係（特別目的会社の議決権に対する所有割合、役員兼任など）が含まれる。

(2) 特別目的会社との取引金額等

特別目的会社との取引金額等には、特別目的会社との間で当期に行った主な取引の金額（資産の譲渡取引額など）又は当該取引の期末残高（資金取引や債務保証、担保などの額）、当期に計上された主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額など）が含まれる。

特別目的会社との取引金額等を開示するにあたっては、企業集団に関する状況について利害関係者の判断を誤らせないように、適切な補足説明を行う。

特別目的会社の直近の財政状態を開示するにあたっては、連結決算日との差異にかかわらず、直近に行われた特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができる。

特別目的会社との譲渡取引を金融取引として処理している場合には、会社の個別財務諸表上、譲渡資産と譲渡によって受け入れた金銭に対応する負債が計上されているため、原則として、当該取引における特別目的会社との取引金額等を開示する必要はない。

(結論の背景)

X1 「具体的な取扱い」では、一定の要件を満たす特別目的会社について、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしている。しかしながら、この取扱いについては、近時、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかと指摘がある。特別目的会社を巡る連結については、さまざまな意見や見方があり、また、国際的にも議論されている問題であることなどから、当委員会では、今後、この取扱いについて検討することとしているが、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社については、一定の開示を行うこととした。

なお、本適用指針では、これまで開示が求められていなかった特別目的会社を利用した取引等の開示を行うこととしているが、このことは、特別目的会社と一定の関係性を有していることから、関連当事者や偶発債務、担保資産、その他の追加情報として開示されてきた注記事項等を行う必要がないものとするわけではないことに留意する必要がある。

X2 出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社について一定の開示を行うにあたり、当該特別目的会社の範囲を明確にしなければ、何を開示するかが定められないのではないかと指摘がある。会社によって当該特別目的会社の範囲が異なる可能性があるが、当面の対応として、本適用指針では、出資者等の子会社

に該当しないものと推定された特別目的会社について一定の開示を行うこととしたため、(1) 出資者等の子会社に該当しないものと推定されていない特別目的会社については連結の範囲に含まれており(したがって、この開示の対象にはならない。)また、(2) 「具体的な取扱い」三によってではなく、そもそも実質支配力基準によっても連結の範囲に含まれないものは、この開示の対象にはならないため、ある会社においては、どの特別目的会社が開示の対象になるかは明確であると考えられる。

X3 特別目的会社を利用した取引の概要及び当該特別目的会社の概要(第 XX 項(1)参照)と特別目的会社との取引金額等(第 XX 項(2)参照)を注記するにあたっては、当該特別目的会社をまとめて概括的に記載するものとする。ただし、明瞭に記載できる場合には、個々の特別目的会社ごとに開示することを妨げない。

X4 特別目的会社との取引金額等を開示するにあたっては、特別目的会社を用いることによる企業集団の財政状態及び経営成績への影響が概ね理解できるように、特別目的会社との間で当期に行った主な取引の金額や当期に計上された主な損益計上額、特別目的会社の直近の財政状態を開示することとした(第 XX 項(2) 参照)。

3 注記例(イメージ): 4 頁から 7 頁参照

4 記載箇所

(適用指針等で示すかどうかは別にして)有価証券報告書を想定した場合、どこに記載することが適当か。

A 案:(「経理の状況」のおける)適切な場所に記載する。

(理由)一種の追加情報であり、取引の状況等に応じて、B/S 注記、P/L 注記、連結範囲等、適当と考えられる場所はいくつか考えられるため。

B 案:「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「連結の範囲に関する事項」において記載する。

(理由)出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社について一定の開示を行うこととすると、主要な非連結子会社の注記などとともに、連結範囲に関連するため。

C 案:(デリバティブ取引や退職給付の開示と同様に)「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の次に独立して記載する。

(理由)現在の実務上は、偶発債務、関連当事者、担保資産などに該当する場合に注記がなされている。SPE の開示について、独立して記載する方が、わかりやすい。

取引の目的、取引状況(主な対象資産等の種類)

<注記例(イメージ)>

ノンバンクの流動化を想定

1 金融資産の流動化

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しますが、これには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化においては、前述したリース債権、割賦債権、貸付金を直接、又は、信託した後に信託受益権として、特別目的会社に譲渡します。当社は、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債や借入金によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存持分を留保しています。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不能となった場合には、劣後的な残存持分については、すべてを回収することが困難になりますが、平成XX年3月末現在、適切な評価減などにより、将来における追加負担の可能性については会計処理に反映しております。

これまで流動化を行い、平成XX年3月末において、取引残高のある特別目的会社は社あります。それぞれの特別目的会社の直近の決算日における資産総額及び負債総額(単純合算)は、xxx億円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位:百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産:(注1)			
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存持分(注2)	X,XXX	分配損益	XXX
回収サービス業務(注3)	-	回収サービス業務収益	XXX

会社との関係(特別目的会社の議決権に対する所有割合、役員の兼任など)

(注1) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却損益は、営業外損益に計上されております。

(注2) 譲渡資産に係る残存持分の取引の金額は、当期における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。平成XX年3月31日現在、流動化に係る譲渡資産に係る残存持分の残高は、X,XXX百万円であります。また、また、当該残存持分に係る分配損益は、営業外損益に計上されております。

(注3) 実際の回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額

補足説明

財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上しております。

シングルセラーの ABCP  
プログラムを想定

## 2 金融資産の流動化

当社及び連結子会社の一部は、日本及び米国において、証券化により機動的に資金調達を図るため、当社を唯一の譲渡者とする特別目的会社 社との間で包括的な売掛債権の売買契約を締結しております。当該証券化では、ケイマン等に設立された特別目的会社に対し、適格な売掛債権（例えば、回収期限は請求後 90 日以内など）を売却することにより、最大 XX、XXX 百万円の資金を調達することができます。譲渡代金の一部については支払が留保されており、当該残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。また、当社及び連結子会社の一部は、譲渡した売掛債権に関する回収サービス契約を締結しております。

それぞれの特別目的会社の直近の決算日における資産総額及び負債総額（単純合算）は、xxx 億円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位：百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した売掛債権（注1）	XX,XXX	売却損	XXX
未収入金（注2）	XXX		-
回収サービス業務	-	回収サービス業務収益	XXX

(注1) 特別目的会社に対して当期に譲渡した売掛債権の金額(累計)は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、当該売掛債権に係る売却損は、営業外費用「その他」に計上しております。

(注2) 譲渡した売掛債権の売却代金の一部については、流動資産において「未収入金」として計上しており、ここでは期末残高を記載しております。

(注3) 実際の回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益とほぼ同じであり、また、当該差額には重要性がないため、回収サービス業務資産及び負債の計上はしていません。実際の回収サービス業務収益は、営業外損益に計上されております。

しばしば不動産を流動化  
している場合を想定

### 3 不動産の流動化

当社及び一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しますが、これには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化においては、不動産を直接、又は、信託した後に信託受益権として、特別目的会社に譲渡します。当社及び一部の連結子会社は、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債や借入金によって調達した資金を、売却代金として受領します。

また、当該流動化においては、譲渡した不動産の賃借（リースバック）を行っている場合があります。さらに、いくつかの特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しています。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不能となった場合には、匿名組合出資金については、すべてを回収することが困難になりますが、平成 XX 年 3 月 31 日現在、適切な評価減などにより、将来における追加負担の可能性については会計処理に反映しております。

これまで流動化を行い、平成 XX 年 3 月末において、取引残高のある特別目的会社は社あります。それぞれの特別目的会社の直近の決算日における資産総額及び負債総額（単純合算）は、xxx 億円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び連結子会社は議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位：百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した不動産（注1）	X,XXX	売却益	XXX
匿名組合出資金（注2）	XXX	分配損益	XXX
賃借（リースバック）取引（注3）	-	支払リース料	XXX

(注1) 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却損益は、特別損益に計上されております。

(注2) 匿名組合出資金に係る取引金額は、当期における出資額によって記載しております。平成 XX 年 3 月 31 日現在、不動産の流動化に係る匿名組合出資金の残高は、X,XXX 百万円です。また、当該匿名組合出資金に係る分配損益は、営業外損益に計上されております。

(注3) 譲渡した不動産について賃借（リースバック）を行っている場合があります。当該賃借取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されております。なお、当該賃借取引は、解約不能なオペレーティング・リース取引に該当し、その未経過リース料の金額については、「リース取引」において注記しております。

4 不動産の開発

当社は、プロジェクトの採算性を高めるとともに、プロジェクト管理を明確化するため、分譲マンションの開発を行う特別目的会社（主に特例有限会社）に対して匿名組合出資を行っております。また、当社は、これらの特別目的会社との間で開発完了後に当該開発物件に関する販売代理契約を締結しております。当該特別目的会社による開発は、計画に従い総合建設会社に建築を発注し、また、当社からの匿名組合出資のほか、金融機関からのノンリコースローンによる資金調達により行われております。このため、建築や販売が計画どおりに行われない場合における当社の負担は、拠出した匿名組合出資金に限定されます。

これまで出資を行い、平成 XX 年 3 月末において、取引残高のある特別目的会社は社あります。それぞれの特別目的会社の直近の決算日における資産総額及び負債総額（単純合算）は、xxx 億円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位：百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
匿名組合出資金(注1)	XXX	分配損益	XXX
販売代理(注2)	-	販売手数料	XXX

(注1) 匿名組合出資金に係る取引金額は、当期における出資額によって記載しております。平成 XX 年 3 月 31 日現在、不動産の開発に係る匿名組合出資金の残高は、X,XXX 百万円であります。また、当該匿名組合出資金に係る分配損益は、営業外損益に計上されております。この分配損益は、主に特別目的会社が外部の第三者に分譲したマンションからの収益から支払利息や諸経費を控除したものです。

(注2) 販売代理契約に係る販売手数料は、営業収益に計上されております。

5 顧客の資産の流動化

当社は、顧客からの売掛債権買取業務を行う特別目的会社（特例有限会社及びケイマン法人）社に係るコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、信用枠及び流動性枠を供与しております。当期において、実際に供与された額はありません。また、当社は、これらの特別目的会社のうち、一部に対して貸付を行っております。当社の連結子会社は、すべての特別目的会社に対し業務運営支援を行っております。

それぞれの特別目的会社の直近の決算日における資産総額及び負債総額（単純合算）は、xxx 億円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位：百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
信用枠(注1)	XXX,XXX	金融手数料	XXX
流動性枠(注1)	XXX,XXX	金融手数料	XXX
貸付金(注1)	XX,XXX	受取利息	XXX
業務運営支援	-	その他受取手数料	XXX

(注1) 信用枠及び流動性枠、貸付金については、期末残高を記載しております。

## 6 顧客の資産の流動化

当社は、顧客の不動産の流動化を支援する目的で、特別目的会社(特例有限会社)社に対し、匿名組合出資及びメザニンローンを供与しております。当該匿名組合出資及びメザニンローンは、特別目的会社が、顧客から取得した不動産の賃貸収入及び一定期間後の売却によって返済される予定です。このため、当該不動産の時価等が下落した場合には、当社が供与する匿名組合出資金及びメザニンローンについては、すべてを回収することが困難になりますが、平成XX年3月31日現在、適切な評価減などにより、将来における追加負担の可能性については会計処理に反映しております。

当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです(単位：百万円)。

	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
匿名組合出資金(注1)	XXX	分配益	XXX
営業貸付金(注2)	X,XXX	受取利息	XXX

(注1) 匿名組合出資金に係る取引金額は、当期における出資額によって記載しております。

平成XX年3月31日現在、不動産の開発に係る匿名組合出資金の残高は、X,XXX百万円であります。また、当該匿名組合出資金に係る分配損益は、営業収益に計上されております。

(注2) 営業貸付金はメザニンローンであり、期末残高を記載しております。

また、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。各特別目的会社の直近の決算日における主な資産及び負債(単純合算)は、次のとおりです(単位：百万円)。

資産		負債	
不動産	xxx	優先ローン	xxx
その他	x	メザニンローン(注3)	xxx
		匿名組合出資金(注3)	xx
		その他	x
合計	xxx	合計	xxx



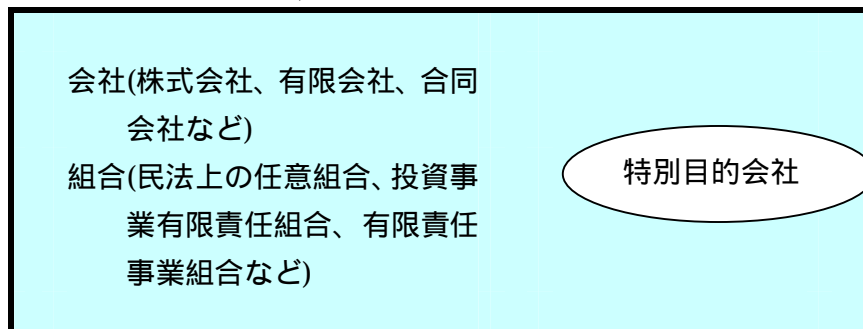
## 審議事項(5)

(注3)メザニンローン及び匿名組合出資金には、当社からの拠出分が含まれております(これらの期末残高については、(注1)及び(注2)を参照のこと)。

<参考>

## 連結の範囲について

連結対象 = 会社、組合その他これらに準ずる事業体



### 1 特別目的会社

(現状) 事業内容が限定されている「特別目的会社」については、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。

(問題点) 近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する判断が難しくなっているといわれている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に当該会計処理を検討する必要があるというテーマ協議会からの指摘を受けている。

### 2 会社、組合その他これらに準ずる事業体

(現状) 連結対象となる子会社の範囲に含まれる<sup>1</sup>。

(問題点) 実質支配力基準の具体的な指針について、株式会社を中心に考え方が示されている。このため、実務上、会社以外の事業体に対する具体的な指針等をより明らかにすべきという指摘がある。

<sup>1</sup> 「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関（意思決定機関））を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいうとされている。